潟上市地域福祉計画 第2期

【概要版】

I 計画の概要

■ 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるように、地域に関わるすべての人(市民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政)が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針を取りまとめたものです。

市民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、市民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、さまざまな生活課題の解決を目指すのが地域福祉計画です。

■ 計画の位置づけ

<u>〇法的根拠</u>

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

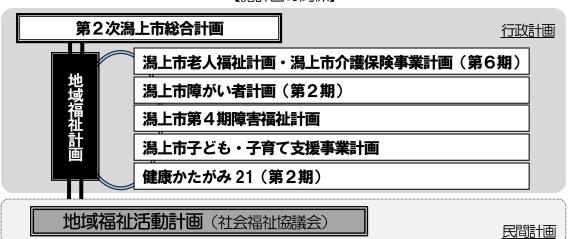
※本市の市政運営の指針となる「第2次潟上市総合計画」を上位計画とし、市の関連する諸計画との整合性を図り、市民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進の観点から諸計画を横断的に結びつける計画となります。

○社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確にされている民間団体です。地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ(ネットワーク化)調整役として、地域のさまざまモノ、コトを結びつけることが期待されています。

市の行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は潟上市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進するものです。

【諸計画の関係】



■ 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの5か年。 (適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします)

平成 28 年度

平成 29 年度

平成30年度

平成31年度

平成 32 年度

見直し⇒

■ 地域福祉に関わる課題・ポイント

概況データ、アンケート調査などから考えられる今後の地域福祉における取り組みの主な課題・ポイントは、以下のとおりです。

1 市民の地域福祉に対する意識の醸成

高齢者数は増加していますが、高齢者を支える若年層が減少しているため、これまで以上に地域の 人々が連携し、地域全体で何らかの助けを必要としている人々を支え合うことが重要となっています。

2 市民一人ひとりの地域福祉への参画

地域で連携し支え合うためには、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の中の課題に対してできることに取り組むことが必要となります。

3 地域福祉の担い手の育成・確保

地域や地域福祉に対する関心を高めるように情報提供や啓発活動を強化するとともに、地域福祉の担い手を育成し、一人ひとりの地域福祉活動への参画が容易となるような環境の整備を充実させることがより重要となります。

4 地域全体で支え合う仕組みの構築

一人ひとりの活動や諸関係機関、団体等の連携を強化し、地域全体で一緒になって地域福祉活動に 効果的に取り組むことができる仕組みを整えることも必要と考えられます。

5 きめ細やかな福祉サービスの充実

一人ひとりの地域福祉への参画や活動の活性化支援、地域でともに支え合いながら協働する仕組みの整備、そして個人や地域だけでは対応しきれない課題に対しては引き続き、きめ細やかな各種の福祉サービスの充実を図り、地域福祉の推進に取り組むことが求められます。

計画の基本方向

■基本理念

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりが地域に目を向け、それぞれができることを行うことで互 いに支え合うことができる環境を整えることが重要と考えられます。

そのために、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実や、地域で活躍するために必 要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、また地域福祉を支える人材の育成や確保を図る ことが必要となります。

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地 域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

本市の取り組みとしては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない 課題に対して、きめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

そこで、次期計画の基本理念については「潟上市総合計画(仮称)」における福祉分野の基本目標との整合 性にも配慮して設定します。

計画の基本理念

健やかに暮らす 健康福祉都市 ~ みんなの力で支え合う福祉のまち"かたがみ"~

計画推進の視点

本市における地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像 し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に 取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通 じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域で くりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行い やすい環境の整備などの取り組みの強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重 要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取 り組みを進めていきます。

視点1:気づく 視点2:育てる 視点3:つなげる 視点4:支え合う

■ 施策体系

〈基本理念〉

健

や

に

んなの力で支え合う福祉のまち

健

康

福

都

かたがみ

〈基本方針〉

地域福祉が推進される環境の整備

- 1-1 地域福祉への関心と理解を深める
- 1-2 地域福祉を支える担い手の育成
- 1-3 地域福祉を支えるネットワークの構築
- 2 健康づくり、生きがいづくりの推進



- | 2-1 | 健康づくりへの支援
- 2-2 生きがいづくりへの支援
- 高齢期を支える総合的な支援の充実



- 3-1 高齢者が健やかに暮らすためのサービスの充実
- 3-2 介護保険事業の推進
- |4 障がい者を支える総合的な支援の充実



- 4-1 在宅生活支援体制の充実
- 4-2 障がい者の社会参加の促進
- 子育て支援の充実

- 5-1 子育て家庭への支援
- 5-2 要保護児童への支援
- 5-3 子どもたちの生きるカづくり
- 6 バリアフリーと安全・安小のまちづくりの推進

- |6-1 バリアフリーの推進
- 6-2 防災・防犯体制の充実
- 6-3 暮らしの安全・安心の確保